

日本大学大学院法務研究科  
令和6年度 既修者単位認定試験

## 試験問題

科目名	実施日
会社法	令和6年3月16日(土)

次の【事実】を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問3〕に答えなさい。(配点は、〔設問1〕40点、〔設問2〕30点、〔設問3〕30点、とする。)

### 【事実】

公開会社であるY株式会社(以下「Y社」という。)の定款では、発行可能株式総数は3万株と定められており、令和5年10月5日現在の発行済株式数は2万株である。Y社は、資金調達のため、同日に開催された取締役会において、1株の発行価額1000円で4000株の募集株式を発行し、これを第三者Aに割り当てること、募集株式と引換えにする金銭の払込期間は同月17日から同月26日までとすることなどを決議し(以下「本件新株発行」という。)、直ちにY社の全株主にその旨を通知した(以下「本件通知」という。)

なお、Y社では、本件新株発行のための決議は他にはなされていない。また、本件新株発行を決議した上記取締役会開催日の前日におけるY社株式の株価は1株2000円であった。

同月6日に本件通知を受け取ったY社の株主Xは、本件新株発行が有利発行にあたるにもかかわらず、株主総会の特別決議を欠いているとして、Y社の本件新株発行を止めさせたいと考えている。

### 〔設問1〕 (配点：40点)

募集株式の発行(いわゆる新株発行)につき、会社法は一般的にどのような規律を原則としているのかを説明した上、上記【事実】における下線部の「有利発行」とはどのようなことか、そして、有利発行にあたる場合における会社法の規律内容及びその趣旨についても説明しなさい。

### 〔設問2〕 (配点：30点)

本件新株発行が有利発行にあたると思ったXは、払込期間前に、Y社の本件

新株発行を事前に止めさせるため、会社法上どのような方法を利用することができるか、その要件を踏まえ、本件の事実関係に即して検討しなさい。

〔設問3〕 （配点：30点）

Xが〔設問2〕で検討した方法をとらないうちに、Aは、同月20日、Y社に対し本件新株発行に対する払込金として合計400万円を払い込んで、本件新株発行によって発行された4000株の株主となった。株主が募集株式の発行（新株発行）の効力を争う方法を指摘した上で、その方法によった場合における本件新株発行の効力について論じなさい。